

(あて先) 滋賀県教育委員会

年 月 日

奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書 (年額支給、7月～翌年3月分支給用)

0. 申請区分(いずれかの口にチェック)

年額支給 (2年生以上または早期給付を受給していない新入生対象)  7月～翌年3月分支給 (早期給付を受給した新入生対象)

1. 対象となる高校生等に関する事項

学校名	学年	年	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科
ふりがな	高校生等生年月日				
高校生等氏名	昭和 平成 年 月 日				
過去に在学していた 高等学校等	学校名	課程	在学期間	給付金受給回数	
		全日制・定時制 ・通信制・専攻科	～ 年 月 日 年 月 日	回	
		全日制・定時制 ・通信制・専攻科	～ 年 月 日 年 月 日	回	

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の支給を受けたいので申請します。

給付金を申請するにあたって、次の①～⑨の事項のすべてを確認しています。(内容を確認し、左の口にレ点)

- この申請書の記載内容は事実に相違ありません。虚偽があった場合は、滋賀県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 対象となる高校生等について、保護者等のいずれもが他の都道府県に対して給付金の申請を行っていません。
- 対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費または特別育成費(母子生活支援施設)の高校生等を除く。)の支弁対象ではありません。
- 不正に給付金を受給し、給付金の支給決定が取り消された場合、既に支給された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還します。
- 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、高校生等にかかる高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金または授業料の減免(認定)申請書類および届出書類の個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、高校生等の在学する高等学校等のもつ高校生等にかかる個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、世帯の高校生等の給付金の申請および支給の状況を確認することに同意します。
- 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況および生活保護法による生業扶助の受給状況について、関係機関に確認することに同意します。
- 上記の高校生等にかかる学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充てることについて学校長に委任することを了承します。(上記の☑と下記の署名をもって了承します。)

2. 申請者(保護者等)に関する事項

ふりがな	高校生等との関係	
氏名 【自署】	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他( )	
7月1日時点の 住民票の住所	〒 滋賀県	
連絡先(自宅)	— —	連絡先(携帯) — —

3. 申請者以外の保護者に関する事項 (父母ともに親権者である場合や未成年後見人、主たる生計維持者が複数名いる場合に記入してください。)

ふりがな	高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者
氏名		
7月1日時点の 住民票の住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じため記入省略	

4. 振込口座に関する事項 (申請者名義の口座を記入してください。)

※預金通帳をご覧のうえ正確に記入してください。ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店・代理店 本所・支所・出張所	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号 (右づめ)	フリガナ	口座名義	

5. 保護者等の収入状況に関する事項

(1)基準日(7月1日)現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していますか。(いずれかの口にチェック)

受給している	<input type="checkbox"/>	生業扶助を受給していることがわかる証明書を提出します。 ※生業扶助を受給している場合の記入は以上です。
受給していない	<input type="checkbox"/>	私の世帯は、基準日現在、生業扶助を受給していないことを誓約します。→2ページ目の記入にお進みください

## 記入上の注意

- イ 日付は、基準日以降で学校(または教育委員会)に提出する日を記入してください。基準日は申請区分により異なります。(ただし、別に指示があるときはその日)
- ・早期給付 → 申請しようとする年度の4月1日
  - ・年額支給、7月～翌年3月分支給 → 申請しようとする年度の7月1日
- ロ 申請書は基準日現在の状況を記入してください。
- ハ 高校生等が過去に別の高等学校等に在学したことがある場合は、当該学校の学校名、在学期間等を記入してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 申請者は、原則として高校生等の保護者等であって、法定代理人(親権者)である者となります。
- ヘ 保護者等が2名以上いる場合は、いずれか1名の保護者等が記入してください。
- ト 保護者とは、親権を行うものをいい、次の①～⑤は除きます。
- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により、親権を行う児童相談所
  - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③ 法人である未成年後見人
  - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- チ 給付金は、原則申請者名義の口座に振り込みます。事情により申請者名義ではない口座への振込を希望する場合は、申請書には口座情報を記入しないでください。別途「口座振込依頼書」および「代理受領に関する委任状」の提出が必要です。
- リ 生活保護を受給している場合は、必ず福祉事務所に生業扶助の受給について確認のうえ、記入してください。生業扶助を受給している場合は、福祉事務所発行の証明書を提出してください。
- ヌ 5.(2)で選択した保護者等全員について課税額を確認する書類を提出してください。
- (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上記入してください。
- (2)④および⑤の「親権者が存在しない場合」には「親権者が存在するものの、家庭の事情(ドメスティックバイオレンス、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者の課税証明書等またはマイナンバーを提出できない場合等」を含みます。
- ル マイナンバー(個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙)を提出する場合は、課税額確認の対象年度の初日の属する年の1月1日の住所(市町村名)を記入してください。
- ※早期給付申請、専攻科生徒は課税証明書等の提出に限ります。
- ヲ 「扶養している」とは、健康保険証での扶養者と被扶養者の関係をいいます。ただし国民健康保険証の場合は、保護者等と高校生等(兄弟姉妹含む)が同一世帯であることが確認でき、扶養誓約書の提出がある場合をいいます。
- ワ 兄弟姉妹の「就学(修学)の状況」欄には、学校種(中学校 大学等)を記入してください。ただし高等学校等に在学する場合は学校名および学年を記入してください。
- カ 申請者が高校生等の法定代理人でない場合であって、かつ、高校生等本人でない場合は、個人情報の取扱いの観点から高校生等本人が自筆で記入した同意書を提出する必要があります。教育委員会の指示に従い、同意書を提出してください。

## 留意事項

- イ 申請は、高校生等が在学する高等学校等を経由して教育委員会へ行う必要があります。学校の定める日までに申請書に必要な添付書類を添えて申請してください。
- ロ 不正に給付金を受給した場合は、給付金の支給の決定を取り消します。申請者は、給付金の支給決定が取り消された場合、既に支給された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還しなければなりません。
- ハ 滋賀県教育委員会は、給付金の認定および支給に必要な範囲で、以下の個人情報を利用し、または個人情報の提供を受けます。
- ① 高校生等にかかる高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金または授業料の減免の(認定)申請書類および届出書類
  - ② 高校生等の在学する高等学校等がもつ高校生等にかかる個人情報
- ニ 滋賀県教育委員会は、個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙を提出している者について、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を個人番号を利用して確認します。
- ホ 滋賀県教育委員会は、給付金の認定および支給に必要な範囲で、以下の個人情報を確認します。
- ① 世帯の高校生等の給付金の申請および支給の状況
  - ② 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況
  - ③ 生活保護法による生業扶助の受給状況

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(2) 次の保護者等の課税証明書等またはマイナンバーを提出します。(①～⑤の該当する口にチェック) ※専攻科は課税証明書等に

親権者がいる	①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
	②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情(ドメスティックバイオレンス、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者の1人について提出できない場合 等
親権者がいない	③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人( )名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合、または民法の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
	④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) ・親権者または未成年後見人が存在しない場合、生徒が成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
	⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人(親権者、未成年後見人または主たる生計維持者のいずれもが存在しない場合)

(3) マイナンバーを提出する場合は、1月1日時点の住民票の住所(市町村まで)を記入してください。

申請者	都道府県	市区町村	申請者以外の保護者	都道府県	市区町村
-----	------	------	-----------	------	------

## 6. 対象生徒および兄弟姉妹の扶養状況に関する事項

(1) 保護者等が対象生徒を扶養していますか。(いずれかの口にチェック)

扶養している	<input type="checkbox"/>	対象生徒に兄弟姉妹がいる場合は(2)(3)(4)へ、いない場合は(3)(4)に進んでください。
扶養していない	<input type="checkbox"/>	扶養していない場合の記入は以上です。(保険証の貼り付け等も必要ありません。)

(2) 対象生徒の兄弟姉妹の扶養状況

基準日現在において、保護者等が対象となる高校生等以外に扶養している兄弟姉妹がいる場合、その者について記入してください。

氏名	続柄	生年月日・年齢	就学(修学)の状況	課程(高校生の場合)
①	<input type="checkbox"/> 兄・姉 <input type="checkbox"/> 弟・妹	S・H・R , ( , )		通信制・専攻科・それ以外
②	<input type="checkbox"/> 兄・姉 <input type="checkbox"/> 弟・妹	S・H・R , ( , )		通信制・専攻科・それ以外
③	<input type="checkbox"/> 兄・姉 <input type="checkbox"/> 弟・妹	S・H・R , ( , )		通信制・専攻科・それ以外
④	<input type="checkbox"/> 兄・姉 <input type="checkbox"/> 弟・妹	S・H・R , ( , )		通信制・専攻科・それ以外

(3) 保険証の貼り付け (該当する口にチェックを入れ、必要となる者の保険証を貼り付けてください。)

対象生徒本人が通信制または専攻科	<input type="checkbox"/>	生徒本人
上記以外	<input type="checkbox"/>	生徒本人および(2)に記載した兄弟姉妹のうち次の①②に該当する者

- ①15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者(生年月日がH12.7.3~H20.7.2の者)  
②23歳以上の高校生等(就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金の受給(補助)要件を満たす者に限る。)

<p>(生徒本人の保険証の写し)</p> <p>記号・番号にはマスキング処理をしてください</p>	<p>(兄弟姉妹の保険証の写し)</p> <p>・記号・番号にはマスキング処理をしてください。 ・就労していて、本人名義の健康保険証を有している兄弟姉妹の貼付は不要です。 ・スペースが足りない場合は、記載内容が確認できるようにずらし貼付けてください。</p>
---	---

(4) 貼り付けた保険証が国民健康保険証の場合、該当する口にチェックを入れ、必要となる書類を提出してください。

保険証の世帯主が保護者等の場合	<input type="checkbox"/>	扶養誓約書
保険証の世帯主が保護者等以外の場合	<input type="checkbox"/>	扶養誓約書および世帯全員の住民票記載事項証明書

## 7. 兄弟姉妹の在学証明書の提出 (6. の(3)で②に該当する兄弟姉妹がいる場合に提出してください。)

該当する兄弟姉妹の在学証明書(様式第5号)を提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。